

梯川水面利用調整会議 設置規約

(名 称)

第1条 本会は「梯川水面利用調整会議」(以下「調整会議」という。)とする。

(目 的)

第2条 調整会議は、梯川におけるプレジャーボートの無許可係留解消のため、その対策に係る計画の策定、計画に基づく実施等に関する必要な事項を協議し、係留保管の適正化のための対策を講ずることにより河川利用の秩序の確立及び治水安全度の向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 調整会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 調整会議に幹事会を置く。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
- 4 委員については、役職指定とする。

(会長等)

第4条 調整会議の会長は、金沢河川国道事務所長をもってあてる。

- 2 幹事会の議事運営のため、幹事長を置き、金沢河川国道事務所副所長(河川担当)をもってこれにあてる。

(会 議)

第5条 調整会議は、会長が必要と認めるとき又は委員から要請があったときに開催する。

(事務局)

第6条 調整会議及び幹事会の事務局は、金沢河川国道事務所河川管理課及び小松市道路河川課に置く。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この規約は、平成25年6月28日から施行する。

一部改定：平成29年2月10日

調整会議委員

別表 1

機関名	役職名・氏名	
小松市環境共生部	担当部長	山本 哲也
石川県農林水産部	水産課漁港漁村整備室長	浅村 精一
石川県土木部	河川課長	平田 浩一
小松警察署	生活安全課長	岩本 富美彦
北陸信越運輸局	海事産業課長	坂井 秀一
NPO法人石川県小型船安全協会	会長	岡川 純一郎
小松マリクラブ	会長	山崎 久次郎
石川県漁業協同組合小松支所	運営委員長	森田 誠
安宅町町内会	会長	村井 進
金沢河川国道事務所	事務所長	富山 英範

幹事会委員

別表 2

機関名	役職名・氏名	
小松市環境共生部	農林水産課主幹	五十里 雅弘
	農林水産課主査	林 雅樹
小松市都市創造部	道路河川課長	濱井 宏
	道路河川課参事	東 俊宏
石川県農林水産部	水産課課長補佐	岡田 卓馬
石川県土木部	河川課参事	木戸口 善治
	河川課長補佐	浜出 直人
	河川課長補佐	塚本 賢明
小松マリクラブ	相談役	吉田 憲孝
	会長	山崎 久次郎
	副会長	林 信次
	副会長	池森 成克
	副会長	木下 郁雄
石川県漁業協同組合小松支所	運営委員長	森田 誠
	総代	高藤 一男
	総代	中田 覚
金沢河川国道事務所	副所長	石川 一栄
	河川管理課長	谷川 健一
	小松出張所長	栗本 拓也

(順不同)